

名古屋地裁に提訴  
原告は現役(当時)裁判官

地域による報酬格差は違憲！

## 裁判官の独立と良心を守る訴訟



### 裁判官が原告！？

原告は、津地方裁判所で裁判長を務めていた竹内浩史さんです。

竹内さんは、1987年に弁護士になり、公害事件、労働事件、市民オンブズマンの事件等で原告の代理人として活躍した後、2003年に裁判官となりました（2025年3月31日に依頼退職）。

裁判官は2、3年ごとに転勤を命じられることが一般的です。竹内さんもいくつかの裁判所で数年ごとに勤務していましたが、名古屋高裁から津地裁に転勤した結果、「地域手当」を理由に3年間で約240万円も報酬を減額されました。

憲法80条2項は、裁判官の身分を保障するため、「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定しています。

「地域手当」を理由とする報酬の減額は憲法違反として、竹内さんは減額分を請求する訴訟を2024年7月2日に提起しました。



# クラウドファンディング ご協力のお願い

ご寄付

「地域手当の格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」

訴訟を支えてください！

クラウドファンディング、  
訴訟資料、期日予定、報告等は、  
こちらのサイトから。

地域手当訴訟 call4 で検索してください



### 地域手当とは？

国家公務員の給与には地域手当が定められています。基本給に、級地区分ごとに決められた一定割合を乗じた額が地域手当支給額となります。地域手当の最高は東京特別区（1級地）の20%。1～7級の級地区分に入っていない多くの市町村は0%です。竹内さんは、名古屋での地域手当は基本給の15%（3級地）でしたが、津は6%（6級地）のため、異動により基本給の一割に相当する額が減給されました。

地域手当の割合は、物価の違いを考慮して決めたとされています。愛知県で地域手当が最も高いのは、名古屋市ではなく、豊田市や刈谷市の16%

（2級地）です。大企業の所在地であることが影響しているようですが、そんなに物価が高いのでしょうか！？

### 第5回 口頭弁論

多くのみなさまの傍聴をお願いします！

2026年2月9日（月）

14:00～14:30（予定）

名古屋地方裁判所・1号法廷

<期日内容>

被告（国）側 地域手当の性質、原告の差別に関する求釈明への回答など

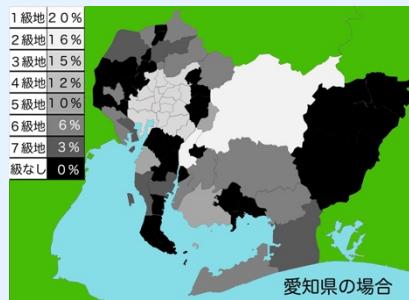
<終了後、期日報告会>

桜華会館「梅の間」名古屋市中区三の丸 1-7-2

## 若い裁判官が次々退職

裁判官の世界には、理不尽な地域手当の差別に加え、令状当番の時の宿泊費が自負など、一般的な感覚では考えられない不当な扱いが残っています。そのため、若い裁判官が次々と辞めてしまう、成り手がない現状です。

法曹を目指すには、ロースクールの費用もかかりますし、特に司法修習生期間に給費制度がなかった世代は、より多額の借金を抱えているという背景もあります。



## 裁判官や公務員だけじゃない、民間の給与にも影響

地域手当の問題は国家公務員だけではなく、地方公務員、ひいては民間労働者の給与にも影響して、地域手当の高い市への人材の流出を招いています。

地域手当訴訟は、裁判官の良心を取り戻し、三権分立を守るだけではなく、私たちの生活や地方自治を守ることにもつながる、とても重要な裁判です。

## 40名を超える弁護士が弁護団に参加

弁護団長に、過労死・過労自死訴訟の第一人者である水野幹男弁護士が就任しました。また、名古屋市民オンブズマン時代に行政訴訟を共に闘ってきた新海聰弁護士や、多数の憲法訴訟で著名な中谷雄二弁護士、そのほか司法の独立を願うベテランから若手まで多数の弁護士も代理人に就任しました。さらに、「日本裁判官ネットワーク」元メンバーの元裁判官からもご支援いただいている。40名以上の弁護士が代理人となっています。弁護団事務局長は、竹内さんの盟友の北村栄弁護士です。共に公害事件や労働事件等に取り組み、仕事だけでなく趣味でも交流してきた間柄です。

### お問い合わせ先

クラウドファンディングについては  
office@ombudsman.jp

(名古屋市民オンブズマン)

訴訟については

「地域手当格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」訴訟弁護団事務局長 北村 栄  
名古屋第一法律事務所  
名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 5F  
電話 <052> 211-2236(代)



## 弁護団よりご寄付のお願い

竹内さんは、数少ない弁護士からの任官者として、誠実に20年以上裁判官として「良心」に従って仕事をしてきました。しかしながら、地方転勤での減給を受け、今回自分のためなく「地域手当の格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」ために思い切って提訴をしました。

現職（提訴時）の裁判官が憲法80条2項を正面から問う裁判は前代未聞です。最高裁まで争うことになると思います。「良心的裁判官」を支え、「司法の独立」を取り戻すため、ぜひご協力をお願い致します。

### ご寄付の方法

①CALL4の「裁判官の独立と良心を守る訴訟」サイトからクレジットカード決済（対応カード：Visa、Master、JCB、ダイナースクラブ、ディスカバー）



サイトへはQRコードから。  
または  
「地域手当訴訟 call4」  
で検索してください。

②CALL4のいずれかの口座へのお振り込み  
<振込手数料はご負担ください>

郵便振替口座 00180-5-421781

加入者名：特定非営利活動法人 CALL4（トクヒ）コールフォー  
＊通信欄に「裁判官の独立と良心を守る訴訟」への寄付と明記してください。支援先が明記されていませんと、CALL4への寄付となります。

ゆうちょ銀行口座

支店名：〇一九支店

種類：普通

口座番号：0421781

口座名義人：特定非営利活動法人CALL4（トクヒ）コールフォー  
＊振込人名に「裁判官の独立と良心を守る訴訟」と追記してください。  
支援先が明記されていませんと、CALL4への寄付となります。

③弁護団口座への直接お振り込み<振込手数料はご負担ください>

銀行名：三菱UFJ銀行

支店名：大津町支店（203）

種類：普通

口座番号：0463885

口座名義人：地域手当裁判弁護団 会長 北村栄